

福岡県工業技術センター試験等実施規程
(平成30年3月19日・改称)

(目的)

第1条 この規程は、福岡県工業技術センター（以下「センター」という。）が申請を受けて実施する工業に関する各種の試験、分析、設計及び加工（以下「試験等」という。）に関して、必要な事項を定めるとともに、円滑な運営を図ることを目的とする。

(申請)

第2条 センターに試験等の実施を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、試験（加工）依頼申請書（様式1）を、試験等を実施する化学繊維研究所、生物食品研究所、インテリア研究所及び機械電子研究所（以下「研究所」という。）の長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

2 申請者は、試験等に必要の供試物又は原材料（以下「現品」という。）を、申請時に持参するものとする。

(試験等の拒否)

第3条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による依頼に応じないことができる。

(1) 試験等を行う必要がないと認めるとき。

(2) 試験等を行うことができないとき。

(3) 暴力団関係者（暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであるとき。

(手数料)

第4条 試験等の手数料については、「福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例」（昭和23年福岡県条例第8号）の別表及び条例別表に規定のない手数料の取り扱い要領による。

2 申請者は、前項に係る手数料について、定められた期日までに納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第5条 既納の手数料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、「福岡県財務規則」（昭和39年福岡県規則第23号）第77条に基づき、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 研究所の責めに帰する事由により試験等ができなくなったとき。

(2) 所長がその他特別の理由があると認めたとき。

(試験等の結果)

第6条 所長は、試験等を終えたときは、研究所が定める様式の依頼試験成績書（別記様式2。以下「成績書」という。）を申請者に交付するものとする。ただし、申請者が成績書不要と申し出た場合はこの

限りではない。

- 2 申請者は、成績書内容に関して再発行を受けようとするときは、「福岡県証明手数料条例」（昭和44年福岡県条例第9号）に基づく手続きに従い、所長にこれを請求することができる。請求の期限は成績書の保存期間内とする。

（試験等の実施困難時の対応）

- 第7条 研究所の試験機器の故障又は現品の不足・不備等の申請の際に予見できなかった理由により、予定していた試験等の実施が困難になったときは、所長は研究所の職員を通じて申請者に対し速やかに連絡を行うものとする。
- 2 実施困難の原因が研究所の試験方法若しくは結果報告内容の重大な誤りにあり、かつ、当該誤りについて研究所の故意又は重大な過失が認められる場合には、試験等の再実施又は手数料の還付を行うものとする。なお、試験等の受付日における標準的な技術水準から判断して予見困難な誤りは、重大な誤りに含まないものとする。
 - 3 前項の場合において、研究所に実施困難の責任が認められない場合は、「試験不能」の成績証明書又は報告書を発行するものとする。

（免責）

- 第8条 申請者及び第三者のけが等の事故及び損失に対しては、センター及び研究所の責めに帰する事由により生じたことが明らかな場合を除き、センター及び研究所は一切責任を負わないものとする。

（不可抗力）

- 第9条 天災地変、機器の故障、輸送時の破損など、センター及び研究所の責めに帰さない事由により現品に被害が生じたときは、センター及び研究所は損害補償の責任を負わないものとする。

（現品の返還等）

- 第10条 試験等のために提出された現品は、試験等が終了した現状で返還する。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。
- 2 返還に必要な費用は申請者が負担しなければならない。
 - 3 研究所は、試験等の実施によって生じた現品の滅失又は損傷に対しては、賠償の責任を負わない。

附則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年3月19日から施行し、同日以降の申請書の提出により実施する試験等から適用する。

附則

この規程は、平成31年2月1日から施行し、同日以降の申請書の提出により実施する試験等から適用する。

附則

この規程は、令和2年5月1日から施行し、同日以降の申請書の提出により実施する試験等から適用する。

附則

この規程は、令和3年1月13日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、同日以降の申請書の提出により実施する試験等から適用する。